

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書^{※1}

が入札書ごとに必要になります。^{※2, ※3}

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
が否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

- ※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。
- ※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
- ※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
 - ① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。
 - ② 自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月22日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 8日 午前 9時00分から 令和 8年 7月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月17日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月 6日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月22日 午前 9時00分から 令和 8年 7月22日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金, 小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 安芸郡海田町寺迫一丁目 |
| | 地 番 | 2204番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 259.03平方メートル |
| 2 | 所 在 | 安芸郡海田町寺迫一丁目 |
| | 地 番 | 2205番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 413.22平方メートル |
| 3 | 所 在 | 安芸郡海田町寺迫一丁目2205番地 |
| | 家屋 番号 | 2205番 |
| | 種 類 | 共同住宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 175.72平方メートル |
| | | 2階 175.72平方メートル |
| | | 3階 175.72平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 5月12日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 早 志 英 二

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

【物件番号3】

(1)賃借権

範 囲 101号室

賃借人 A

期 限 定めなし

賃 料 月額40,000円(駐車場使用料含む。)

賃料前払 1か月分

敷 金 204,000円(売却基準価額は、左記敷金の返還義務を考慮して定められている)

保証金 なし

(2)賃借権

範 囲 103号室

賃借人 C

期 限 定めなし

賃 料 月額60,000円(駐車場使用料含む。)

賃料前払 1か月分

敷 金 195,000円(売却基準価額は、左記敷金の返還義務を考慮して定められている)



11

保証金 なし

(3)賃借権

範囲 203号室

賃借人 E

期限 定めなし

賃料 月額65,000円(202号室分の駐車場使用料月額5000円(2台目)を含む。)

賃料前払 1か月分

敷金 130,000円(売却基準価額は、左記敷金の返還義務を考慮して定められている)

保証金 なし

(4)賃借権

範囲 301号室

賃借人 F

期限 定めなし

賃料 月額58,000円(駐車場使用料含む。)

賃料前払 1か月分

敷金 174,000円(売却基準価額は、左記敷金の返還義務を考慮して定められている)

保証金 なし

特約 一匹の犬の室内での飼育許可(ただし、飼育による建物の汚損、破損、臭い等があった場合の原状回復費用は借主の負担とする。)

(5)賃借権

範囲 303号室

賃借人 H

期限 定めなし

賃料 月額60,000円(駐車場使用料含む。)

賃料前払 1か月分

敷金 180,000円(売却基準価額は、左記敷金の返還義務を考慮して定められている)

保証金 なし

上記(1)~(5)の賃借権は、いずれも最先の賃借権である。

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

範囲 102号室、202号室



Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

範 囲 201号室

Dが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

範 囲 302号室

本件所有者が占有している。

【物件番号1】

範 囲 別紙土地建物位置関係図の斜線部分

Iが占有している。同人は所有権を主張している。同人所有の売却対象外未登記建物（種類：居宅、構造：木造かわらぶき2階建、床面積：不明）の一部が本件土地上に存在する。

範 囲 上記を除くその余の部分

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地上に現存しない建物（家屋番号2204番1）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

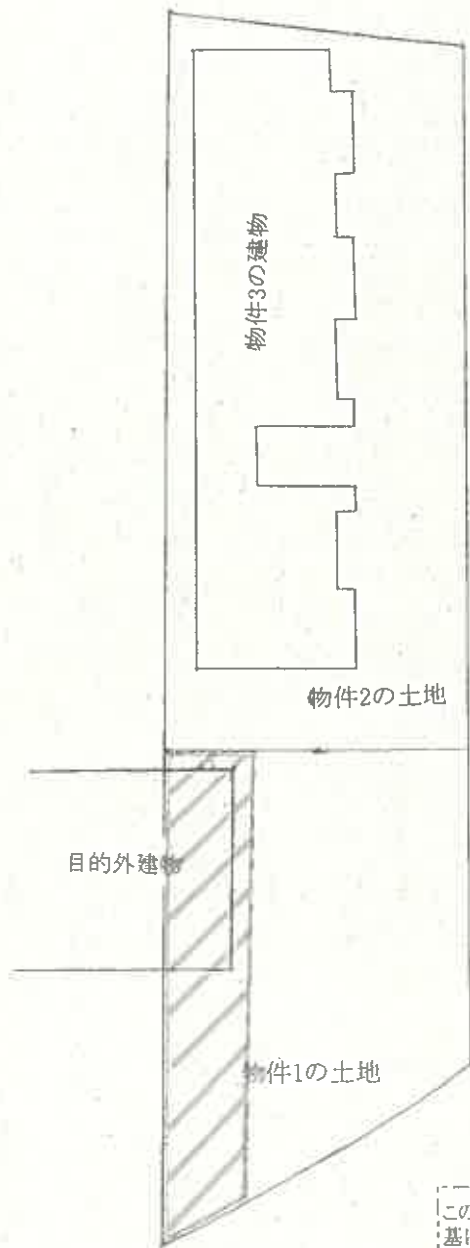


物 件 目 録 .

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 安芸郡海田町寺迫一丁目 |
| | 地 番 | 2204番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 259.03平方メートル |
| 2 | 所 在 | 安芸郡海田町寺迫一丁目 |
| | 地 番 | 2205番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 413.22平方メートル |
| 3 | 所 在 | 安芸郡海田町寺迫一丁目2205番地 |
| | 家屋 番号 | 2205番 |
| | 種 類 | 共同住宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 175.72平方メートル |
| | | 2階 175.72平方メートル |
| | | 3階 175.72平方メートル |



土地建物位置関係図



この土地建物位置関係図は現地調査を
基に、法務局備付図面等を参考として
作成されたものであり、正確な位置、形
状、寸法等を保証するものではない。



令和 7年(ケ)第180号
令和 8年 1月 6日受理
令和 8年 4月 22日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 徳 田 求

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 安芸郡海田町寺迫一丁目 |
| | 地 番 | 2204番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 259.03平方メートル |
| 2 | 所 在 | 安芸郡海田町寺迫一丁目 |
| | 地 番 | 2205番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 413.22平方メートル |
| 3 | 所 在 | 安芸郡海田町寺迫一丁目2205番地 |
| | 家屋 番号 | 2205番 |
| | 種 類 | 共同住宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 175.72平方メートル |
| | | 2階 175.72平方メートル |
| | | 3階 175.72平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	広島県安芸郡海田町寺迫一丁目2番23号
土地	物件1、2
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1、2) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 上記の者(土地所有者)が物件2の土地に下記建物を所有し、占有している 上記の者(土地所有者)が物件1の土地の一部を駐車場として使用している 上記の者(その他の者)が物件1の土地の一部に下記目的外建物を所有し、占有している <input checked="" type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件3
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 種類: 構造: 床面積: }
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を共同住宅として使用している <input checked="" type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況 (物件1関係)	
所 在	安芸郡海田町寺迫一丁目 2202番1、2202番3、2204番1
家 屋 番 号	<input checked="" type="checkbox"/> ない (未登記) <input type="checkbox"/>
種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
構 造	木造かわらぶき2階建
床面積 (概略)	不明
所 有 者	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 (1) <input type="checkbox"/> 不明
建 築 時 期	<input type="checkbox"/> 年 月 日ころ <input checked="" type="checkbox"/> 不明
建 築 者	<input type="checkbox"/> 現所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 () <input checked="" type="checkbox"/> 不明
その他の事項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件1関係)	
占有範囲	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図参照
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> I
占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
■関係人(■I(占有者) ■G(土地所有者))の陳述/□提示文書()の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input checked="" type="checkbox"/> 所有権
占有開始時期	平成25年11月1日(目的外建物相続時)
最初の契約日	年 月 日
契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種類別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等貸主	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者()
当事者借主	<input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者()
賃料・支払時期等	毎 金 円(毎 限り 分支払) <input type="checkbox"/> 前払(分 円) <input type="checkbox"/> 相殺(分 円)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	
執行官の意見	■上記のとおり ■下記のとおり □「執行官の意見」のとおり
<p>物件1の土地、隣地地番2202番1及び同2202番3の土地は、G、Iがそれぞれ相続するまでは、同一の被相続人の所有であった。越境している目的外建物は、未登記であり、法務局備付けの建物図面もなく、物件1の一部は、2202番1及び2202番3の土地とブロックで囲まれ一体の土地として利用されていることから、Iは、自分のものだと思い込んでいる土地に、自らが相続した未登記建物が建っているとの認識しか持っておらず、Gも、同建物が建っている部分は、相続した物件1の土地外との認識しか持っていない状況である。</p>	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲 ----- 占有者	占有 状況	関係人の陳述/提示文書の要旨、執行官の意見 等					
			占有開始 ----- 現在の契約	占有 権原	貸主	更新 種別	賃料 ----- 敷金等	特約等 ----- その他の陳述等 執行官の意見
3	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 101号室 ----- A	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	賃4・4・1 ----- 自賃5・4・1 至期間の定めなし	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input checked="" type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 4万円 ----- <input checked="" type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 20万4000円	
3	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 102号室 ----- B	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	賃16ころ ----- 自賃16ころ 至期間の定めなし	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input checked="" type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 ----- <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	
3	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 103号室 ----- C	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	賃17・11・1 ----- 自賃17・11・1 至期間の定めなし	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 6万円 ----- <input checked="" type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 19万5000円	
3	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 201号室 ----- D	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	賃31・3・16 ----- 自賃3・3・16 至期間の定めなし	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input checked="" type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 6万円 ----- <input checked="" type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 18万円	
3	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 202号室 ----- B	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	賃16ころ ----- 自賃16ころ 至期間の定めなし	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input checked="" type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 ----- <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	
3	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 203号室 ----- E	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	賃9・7・ ----- 自賃9・7・ 至期間の定めなし	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 6万5000円 ----- <input checked="" type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 13万円	家賃には、2台目駐 車場料金5000円を含む

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	倉：倉庫	他：その他の状況
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：賃借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新		
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲 占有者	占有 状況	関係人の陳述/提示文書の要旨、執行官の意見 等					
			占有開始 現在の契約	占有 権原	貸主	更新 種別	賃料 敷金等	特約等 その他の陳述等 執行官の意見
3	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 301号室 F	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 25・3・1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 26・3・1 至期間の定めなし	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input checked="" type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 5万8000円 <input checked="" type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 17万4000円	円
3	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 302号室 G	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> . . . <input type="checkbox"/> 自 . . . 至 . . .	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	空家
3	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 303号室 H	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 27・6・25 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 29・6・25 至期間の定めなし	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input checked="" type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 6万円 <input checked="" type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 18万円	
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> . . . <input type="checkbox"/> 自 . . . 至 . . .	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> . . . <input type="checkbox"/> 自 . . . 至 . . .	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> . . . <input type="checkbox"/> 自 . . . 至 . . .	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	倉：倉庫	他：その他の状況
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：貸借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新		
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■G (所有者)</p>	<p>(以下は、令和8年1月16日に電話で聴取した。)</p> <p>1 私は、物件の所有者です。</p> <p>2 私自身もこの物件に居住しており、現在、9戸ある部屋のうち、空き部屋は1戸のみです。</p> <p>(以下は、令和8年4月11日に聴取した。)</p> <p>3 ここは、私が父親から平成25年に相続しましたが、現在私も居住している102号室と、202号室は、相続前から、私の主人であるBが、父親から賃貸しており、はっきりした記憶はありませんが、遅くとも平成16年には、ここに住んでいたと思います。その際の家賃は、通常のものよりも低額で、月2万円か3万円を支払っていました。</p> <p>私が相続した後は、私が、Bに対して、使用貸借で貸している形を取っています。</p> <p>4 301号室については、特例で、その部屋のみ犬を飼ってもよい旨許可しています。</p> <p>5 すべての部屋について、家賃は、使用の有無に関わらず、駐車場代金を含んだ価額となっています。E(203号室占有者)さんについてのみ、2台目の駐車場として、202号室分の駐車場を貸与していますので、その分として5000円余分にもらっています。</p> <p>6 今、地番2204番1(物件1の土地)上に隣地の建物が越境して建築されているのではないかとのご指摘を受けましたが、土地の形状もよく把握していませんでしたので、相続後に全くそのような認識は持っていませんでした。</p> <p>7 遺産分割協議の際には、公認会計士の方にはお願いしましたが、弁護士や不動産のプロに関わっていただいたということはありません。</p>
<p>■A (101号室占有者)</p>	<p>(以下は、令和8年4月11日に聴取した。)</p> <p>1 私はこの部屋を借りている者です。</p> <p>2 室内に不具合箇所はありません。</p>
<p>■Cの妻 (103号室の占有補助者)</p>	<p>(以下は、令和8年4月11日に聴取した。)</p> <p>1 私はこの部屋を借りているCの妻です。Cと共にここに住んでいます。</p> <p>2 室内に不具合箇所はありません。</p>
<p>■D (201号室占有者)</p>	<p>(以下は、令和8年4月11日に聴取した。)</p> <p>1 私はこの部屋を借りている者です。</p> <p>2 室内に不具合箇所はありません。</p>
<p>■E (203号室占有者)</p>	<p>(以下は、令和8年4月11日に聴取した。)</p> <p>1 私はこの部屋を借りている者です。</p> <p>2 室内に不具合箇所はありません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ F (301号室占有者)</p> <p>■ Hの妻 (303号室の占有補助者)</p> <p>■ I (目的外建物所有者)</p>	<p>(以下は、令和8年4月11日に聴取した。)</p> <p>1 私はこの部屋を借りている者です。 2 室内に不具合箇所はありません。 3 先日提出の回答書には、敷金として礼金を含めた額を記載してしまいました。正しくは、17万4000円です。</p> <p>(以下は、令和8年4月11日に聴取した。)</p> <p>1 私はこの部屋を借りているHの妻です。Hと共にここに住んでいます。 2 室内に不具合箇所はありません。</p> <p>(以下は、令和8年4月13日に電話で聴取した。)</p> <p>1 私の所有する建物が地番2204番1(物件1の土地)上に越境して建築されているのではないかのご指摘ですが、私自身もこの土地建物を相続した者であり、自分の土地の上に自分の建物が建っているとの認識しか持っていませんでしたので、どのような権利で、物件1の土地上に建物を建てているのかと聞かれても、自分のものだとの認識しかありませんので、分かりませんとしかお答えのしようがありません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- - 1 物件1の土地は、南西側の町道（6号線）に接している。
 - 2 物件3の建物の303号室については、賃貸人と賃借人との間で、敷金について、相反する金額が主張されているが、賃貸人から提示された建物賃貸借契約書には、敷金は、賃貸人の主張する18万円と記載されており、賃借人の主張する金額（39万9800円）を疎明するような資料等は、賃借人側からの提示がないため、「敷金18万円」を採用した。
 - 3 物件1の土地上（2204番1）には、現存しない建物の登記（家屋番号2204番1）が存在している。

以上

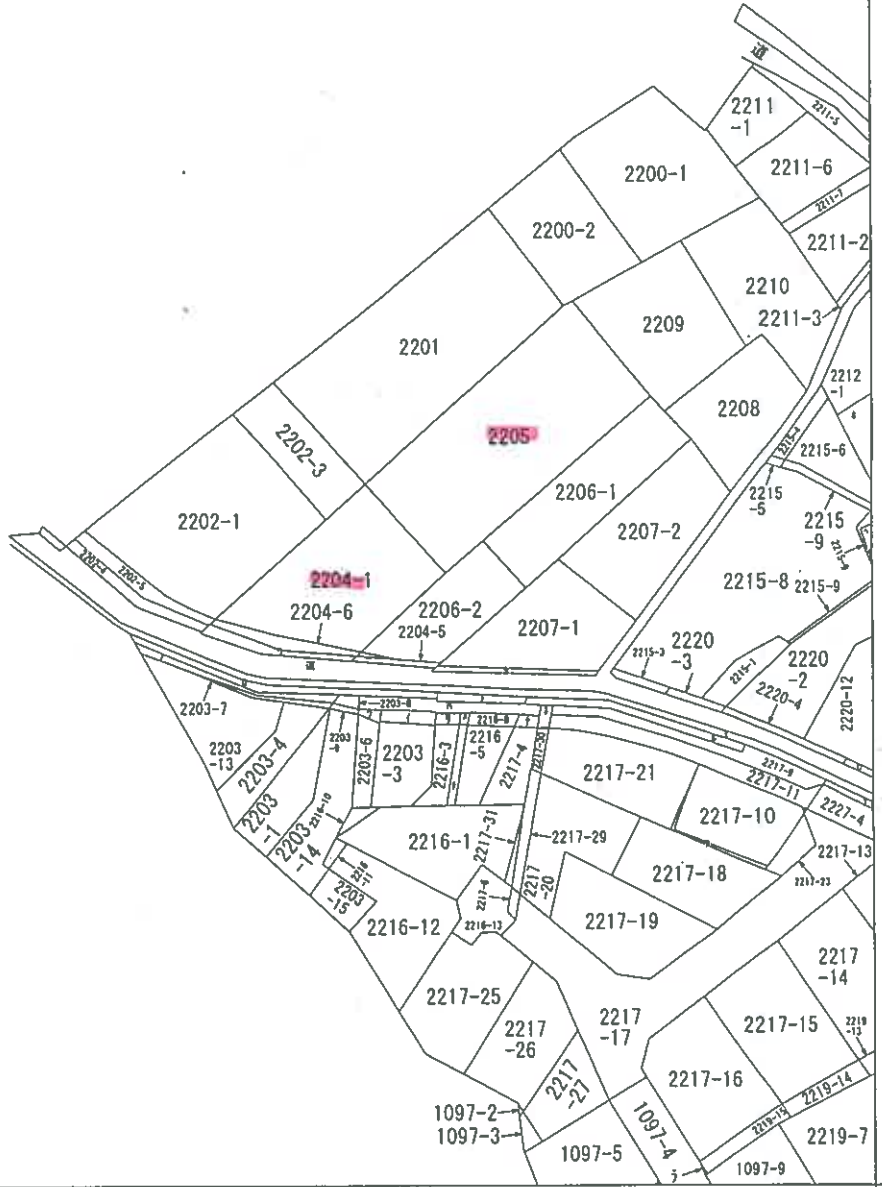
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年1月7日 (水) 11:20-11:40	海田町役場	接道調査 (建設課) 間取図面の交付申請 (税務課)
令和8年1月7日 (水) 11:55-12:10	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 外観写真撮影
令和8年1月7日 (水)	当庁	賃貸人に対し、 貸借関係の照会書発送 (切手860円分使用)
令和8年1月16日 (金) 15:10-15:20	当庁	占有調査等 (所有者から電話で聴取)
令和8年1月22日 (木) 13:20-13:30	広島法務局	公図等の交付申請
令和8年2月6日 (金)	当庁	ライフライン調査 (切手860円分使用)
令和8年3月18日 (水)	当庁	賃借人に対し、 貸借関係の照会書発送 (切手1320円分使用)
令和8年4月11日 (土) 9:25-11:10	物件所在地	立入調査 写真撮影
令和8年4月13日 (月) 16:55-17:05	当庁	占有調査等 (目的外建物所有者から電話で聴取)
令和8年4月15日 (水) 11:40-11:45	広島法務局	目的外建物の全部事項証明書等の交付申請 (未登記のため交付なし)
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

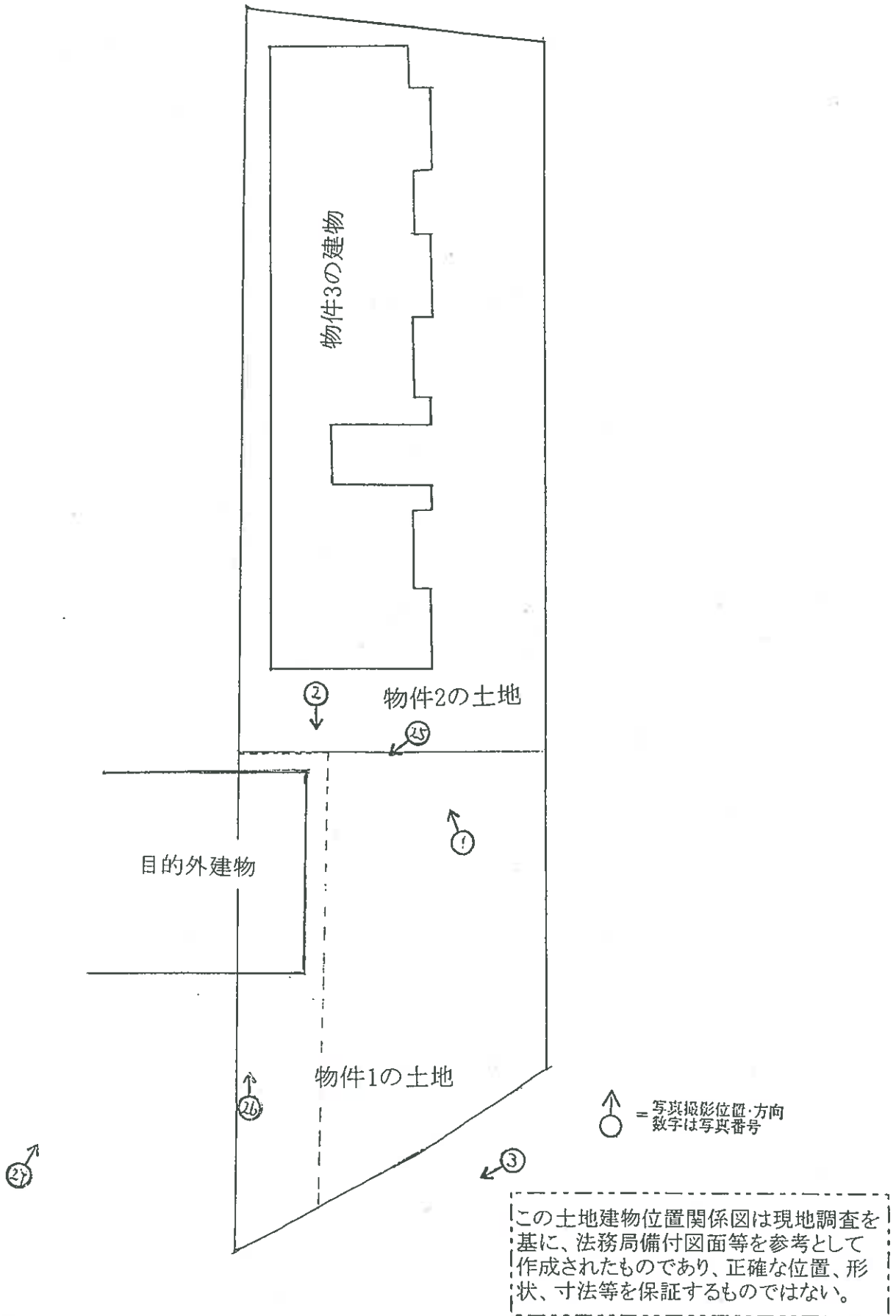
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

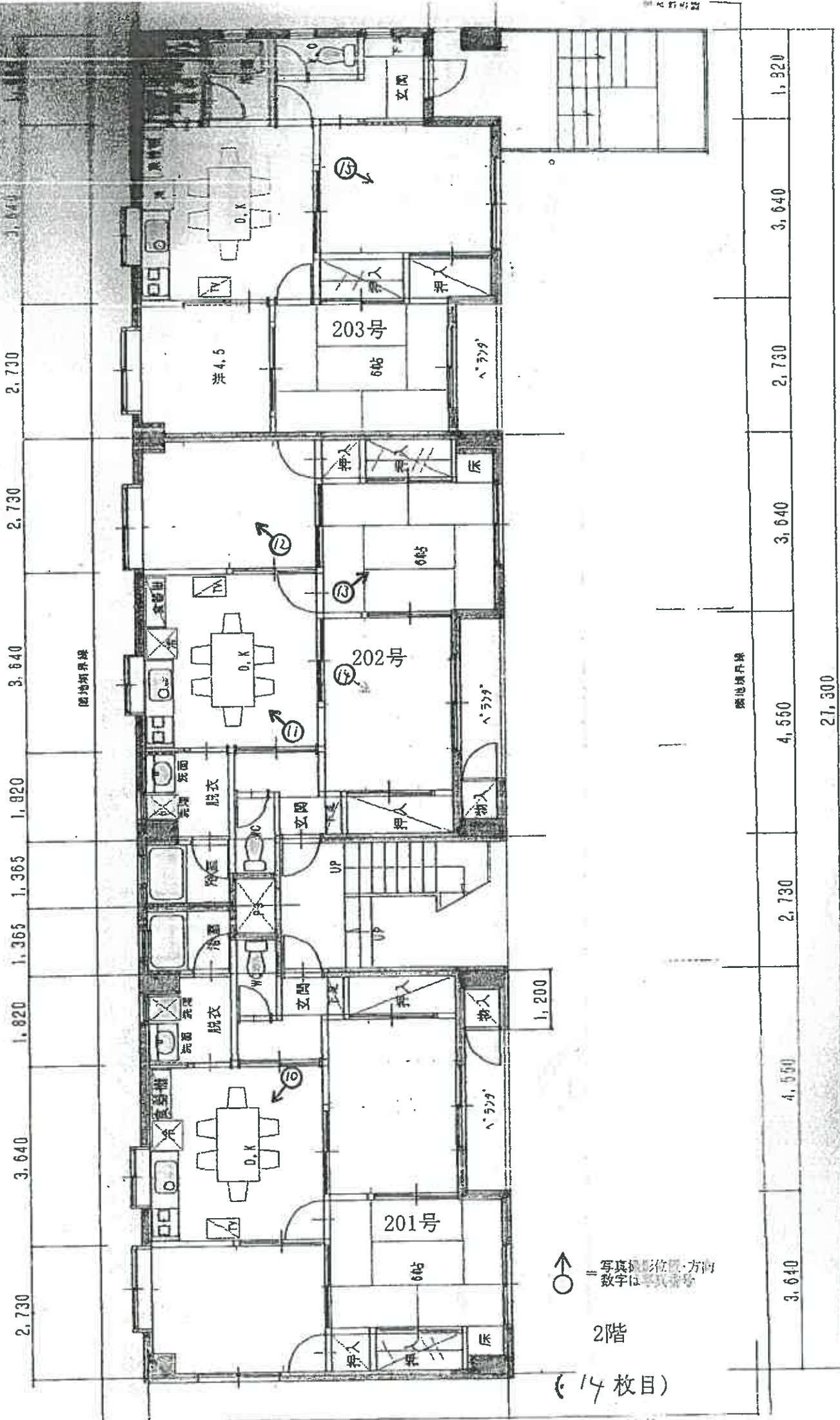
縮小(A3→A4)

イ 2203-12 ア 2203-5 カ 2214-4 キ 2216-2 ク 2217-2
 オ 2203-2 コ 2206-6 ケ 2215-7 コ 2216-6 ケ 2216-9 コ 2217-2



請求部	所在	安芸郡海田町寺迫一丁目			地番	2202番1		
出力尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治34年12月			備付年月日(原図)	補記事項			





↑ = 写真の位置・方向
○ 数字は写真番号

2階

(14枚目)

延面積 198.74m² × 3 = 596.22m² < 180.35

写真①



写真②



物件1の土地

写真③



接道

写真④



101号室

写真⑤



102号室

写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨



103号室

写真⑩



201号室

写真⑪



202号室

写真⑫



写真⑬



写真⑭



写真⑮



203号室

写真⑯



301号室

写真⑰



302号室

写真⑱



写真⑱



写真⑳



写真㉑



写真⑫



写真⑬



303号室

写真⑭



目的外建物

写真⑳



目的外建物

写真㉑



物件1の土地と隣地地番
2202番1の境界と思
われる辺り

令和 7 年 (ケ) 第 180 号
令和 8 年 4 月 11 日 現地調査
令和 8 年 4 月 27 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

三宅 功

印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 50,115,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 6,565,000円
物件2(土地)	金 10,474,000円
物件3(建物)	金 33,076,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1及び2の内訳価格は物件3及び目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地積	安芸郡海田町寺迫一丁目 2204番1 宅地 259.03㎡	同左
2	所在地 地積	安芸郡海田町寺迫一丁目 2205番 宅地 413.22㎡	同左
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	安芸郡海田町寺迫一丁目2205番地 2205番 共同住宅 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1階 175.72㎡ 2階 175.72㎡ 3階 175.72㎡ 延べ 527.16㎡	同左
番号	特記事項		
1	物件1の土地の一部に目的外建物が越境して建っている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1、2)

位置・交通	J R山陽本線「海田市」駅の略東方・直線距離約 1.8km (別添「位置図」参照)	
付近の状況	付近は、一般住宅、アパート等が混在する住宅地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% — 宅地造成工事規制区域
画地条件	規模 物件1 259.03 m ² 物件2 413.22 m ² 合計 672.25 m ²	間口 約 16 m 奥行 約 50 m 形状 台形 接面状況 中間画地 その他 地勢ほぼ平坦
接面道路の状況	南西側 約 7 m 舗装 町道 高低差 等高	
土地の利用状況等	現状は物件2の上に物件3の建物が存する。物件1は青空駐車場。隣地は一般住宅等。 目的外建物 物件1の一部に目的外建物が越境して建っている。 目的外建物は未登記・木造かわらぶき2階建・居宅	
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特記事項	現地調査からは土壌汚染に係る端緒は発見されなかった。 現地調査においてLPガスを確認した。 土砂災害警戒区域に一部かかる。 物件1の北西方の一部敷地に、隣地の目的外建物及び庭が越境している。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 4 年 3 月 31 日 新築 経 過 年 数：約 34 年 経済的残存耐用年数：約 6 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： 吹付タイル張り 内 壁： クロス張り等 天 井： クロス張り等 床： フローリング、畳等 設 備： 電気、給排水等 その他：
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途 1階～3階：共同住宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	築年、構造から飛散性アスベスト使用の可能性は低いですが、形成材等に含有されていることは否定できない。買受希望者は関係専門機関に問合せを要する。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

(1) 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1、2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	133,000	0.76	259.03	0.90	1	23,564,000
2	133,000	0.76	413.22	0.90	1	37,591,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員7m舗装町道に略等高接面する地積約200㎡程度の略整形な中間画地と想定した。

地価調査基準価格（海田(県)-1）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
104,000	$\frac{102}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{80}$	133,000

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差： 物件1,2を一団の土地として認定した。

規模過大	0.80
奥行逡減	0.95
相乗積	0.76

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

② 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
3	280,000	527.16	0.13	1	19,189,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
34 年	6 年	40 年

残価率	観察減価
5 %	30 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \left(\frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \right) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = \boxed{0.13}$$

エ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 積算価格の査定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、下記のとおり積算価格を求めた。

物件1及び2の全体敷地のうち約13%に隣地建物及び庭が越境していて、当該敷地利用権を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。
これを物件1、2の建付地価格から控除して「控除後建付地価格」とした。

$$61,155,000 \times 13\% \times 10\% = 795,000$$

① 土地利用権等価格

番号	控除後建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	23,258,000	0.55	法定地上権	12,792,000
2	37,102,000	0.55	法定地上権	20,406,000

イ 土地利用権等割合(物件3)：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	積算価格(円) ア+イ	構成比
1	23,258,000	- 12,792,000	10,466,000	13.10%
2	37,102,000	- 20,406,000	16,696,000	20.90%
3	19,189,000	+ 33,198,000	52,387,000	66.00%
一括価格(合計)			79,549,000	100.00%

2 収益価格の試算

総収益を粗利回りで還元して、下記の通り収益価格を求めた。

総収益 (円) ア	家賃等 補正 イ	粗利回り ウ	その他 補正 エ	収益価格 (円) ア×イ÷ウ×エ
6,300,000	1.00	12%	1.00	52,500,000

ア 総収益：

月額支払賃料 a	月数 b	年間支払賃料 a×b
525,000円	12ヶ月	6,300,000円

※現行賃料を元に査定した。

イ 家賃等補正： 必要なし。

ウ 粗利回り： 建物築年、修繕状況、現況空室率等を考量のうえ査定した。

エ その他補正： 必要なし。

3 評価額の判定

以上により、積算価格と収益価格が次の通り試算された。

積算価格 (円)	79,549,000
収益価格 (円)	52,500,000

収益価格を参考に、積算価格を重視し、各物件の積算価格の構成比により、調整後の各物件の評価額を算出し、競売市場を前提とした評価額を以下のとおり求めた。

番号	調整後の合計価格 (円) ア	構成比 イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	79,549,000	13.1%		0.90	0.70	6,565,000
2		20.9%		0.90	0.70	10,474,000
3		66.0%	1.00	0.90	0.70	33,076,000
一括価格 (合計)						50,115,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： 物件1の一部に隣地目的外建物及び庭が越境していることから、間口が狭まり土地利用上の障害が発生していることに起因する更なる市場性の減退を考慮した。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量した。

第6 参考価格資料

1 地価調査基準価格（海田(県)-1）

所 在 : 安芸郡海田町三迫1丁目1084番17「三迫1-15-16」
価 格 : 104,000円/㎡
位 置 : JR山陽本線「海田市」駅 東方 道路距離 約2.7kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 229㎡
供給処理施設 : 水道・下水
接 面 街 路 : 北側4.6m町道
用途指定等 : 第1種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率 100%）
地域の概要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	18,218,616 円	（1㎡当たり 70,334 円）、	課税地積	259.03 ㎡
物件2	29,063,415 円	（1㎡当たり 70,334 円）、	課税地積	413.22 ㎡
物件3	33,242,257 円	（1㎡当たり 63,059 円）、	課税床面積	527.16 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

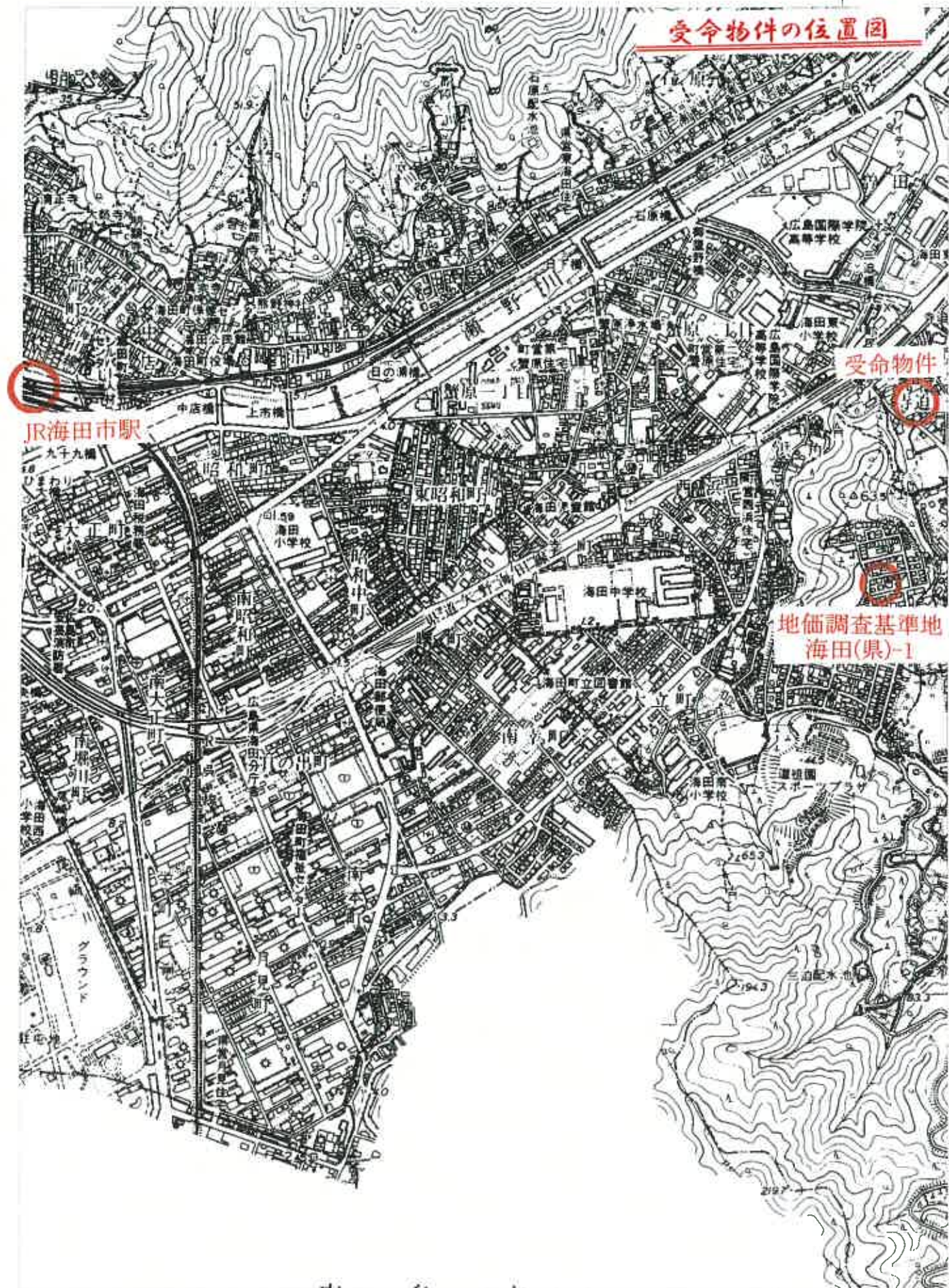
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（海田町「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

以 上



受命物件の位置図



1:10,000

イ 2203-12
ロ 2203-2

ハ 2203-5
ニ 2206-6

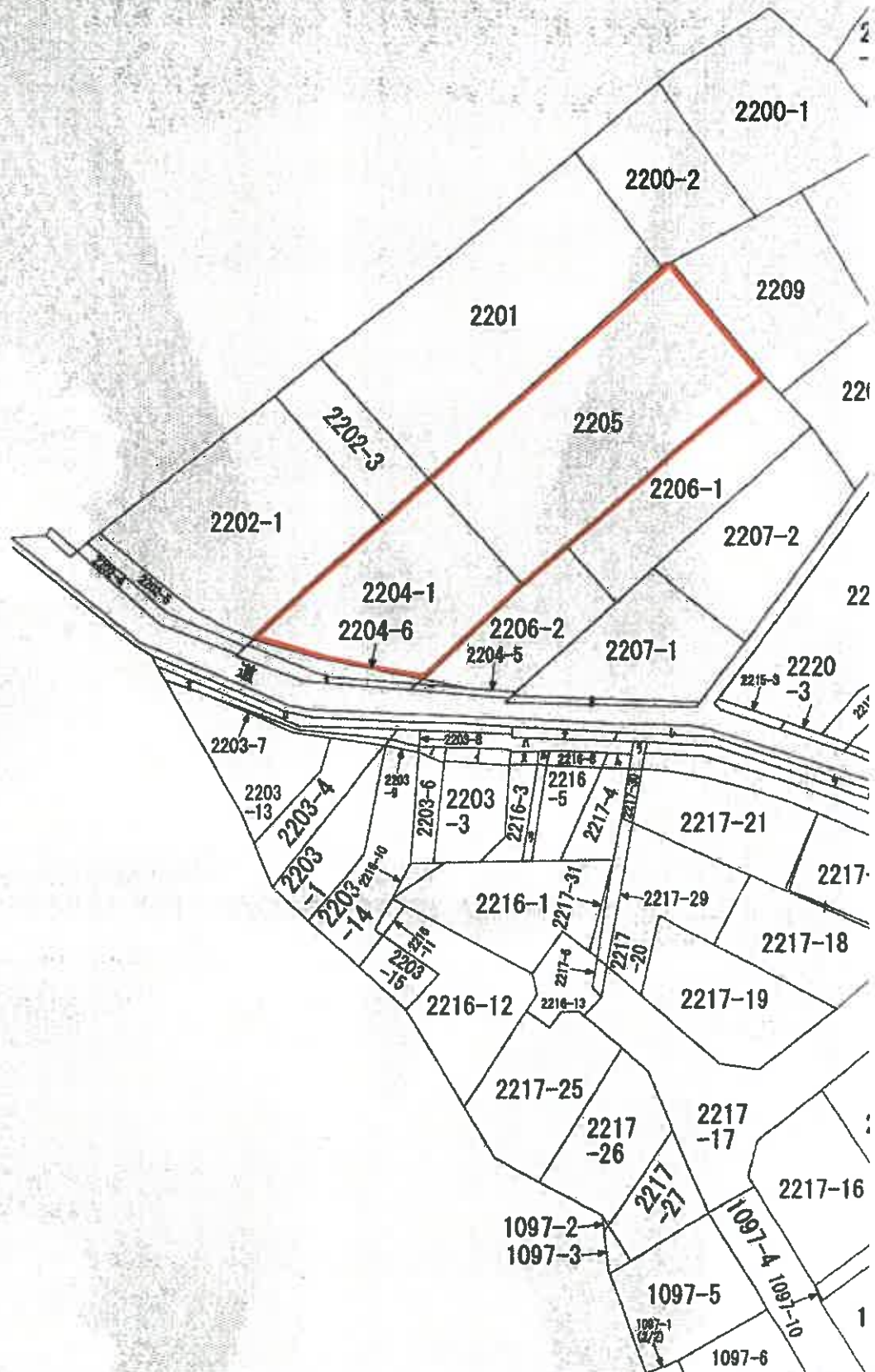
ホ 2213-1
ヘ 2213-2

ト 2213-4
チ 2216-2

リ 2216-6
ヌ 2216-7

ル 2216-9
つつく

写図公



0945111

H2.2.7 ③ 2204-1 ① 2204-1, -6

縮小 B4-A4

土地の所在

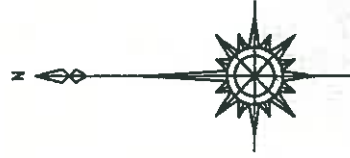
安芸郡海田町寺迫一丁目

地積測量図

地番 204-6, -1

土地の所在 安芸郡海田町寺迫一丁目

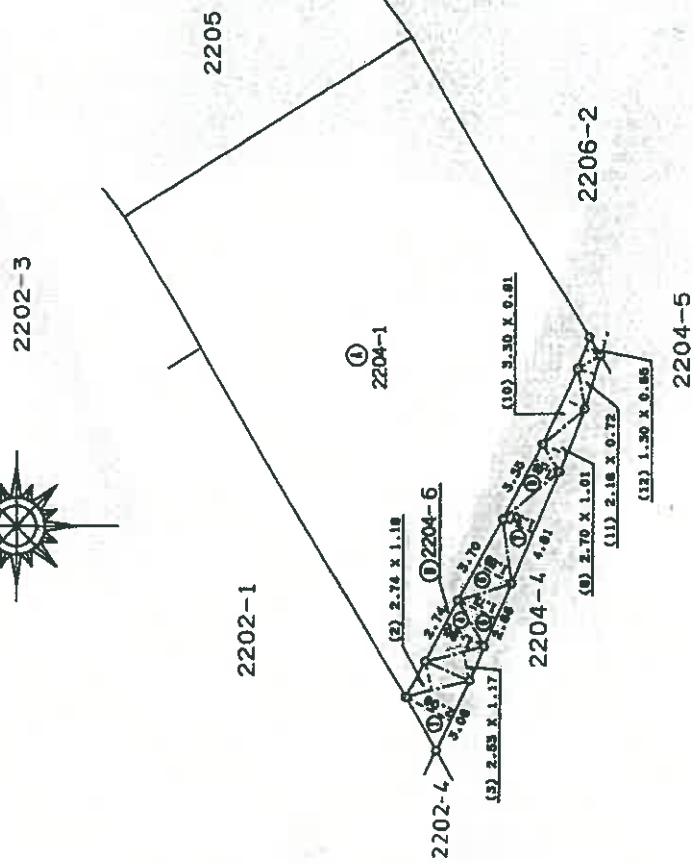
縮小 B4-A4



B 地番 2204-6

符号	底辺	高さ	積面積
1	3.08	2.09	6.4372
2	2.74	1.18	3.2332
3	2.53	1.17	2.9601
4	2.74	1.85	5.0690
5	2.68	1.73	4.6364
6	3.70	1.56	5.8460
7	4.81	1.33	6.3973
8	3.35	1.09	3.6515
9	2.70	1.01	2.7270
10	3.30	0.91	3.0030
11	2.18	0.72	1.5696
12	1.30	0.65	0.8450
計			46.3753
1/2			23.18765
地積			23.18 m ²

分別積面積	282.22000
B 2204-6	23.18765
A 2204-1	259.03235
地積	259.03 m ²

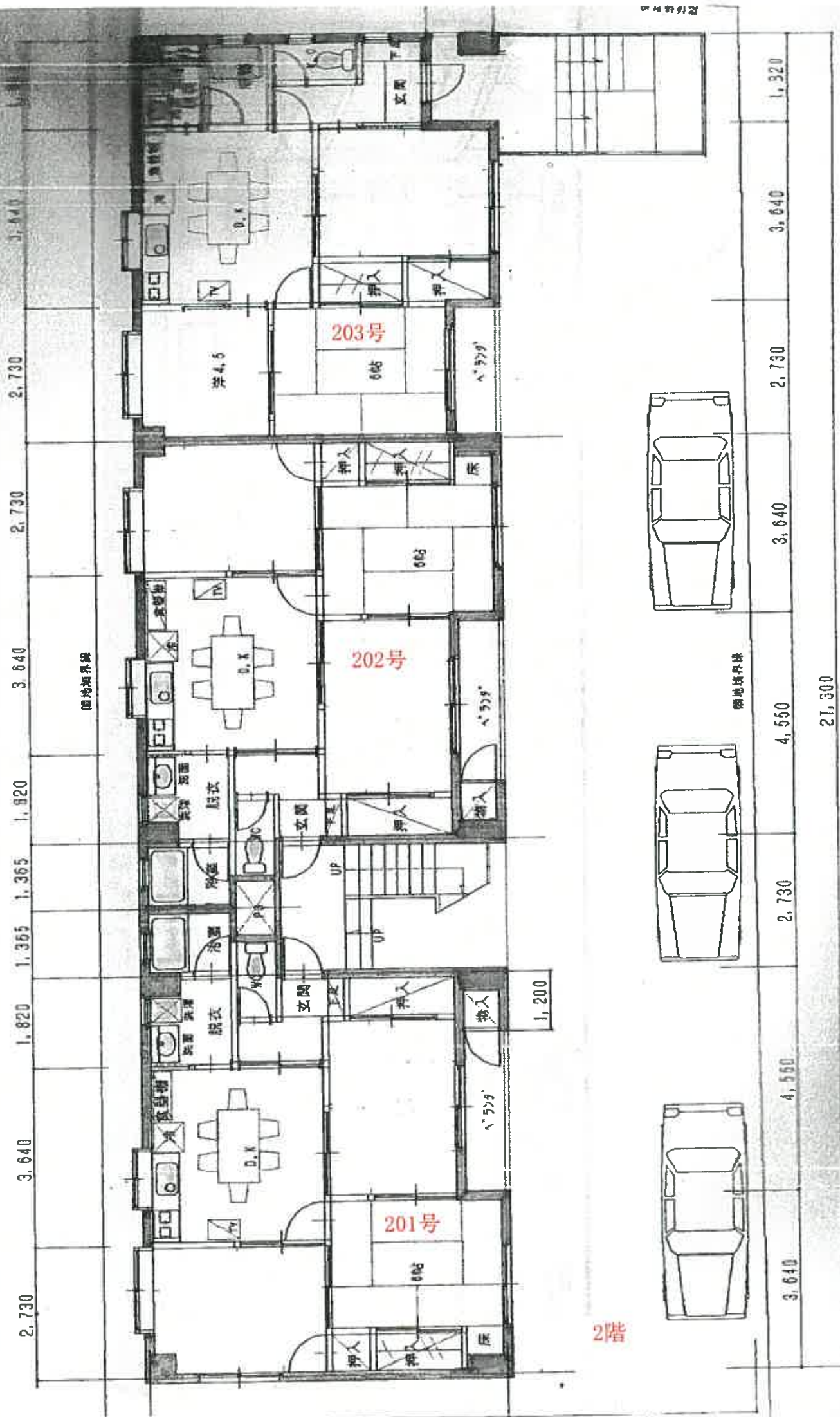


作製者

嘱託者

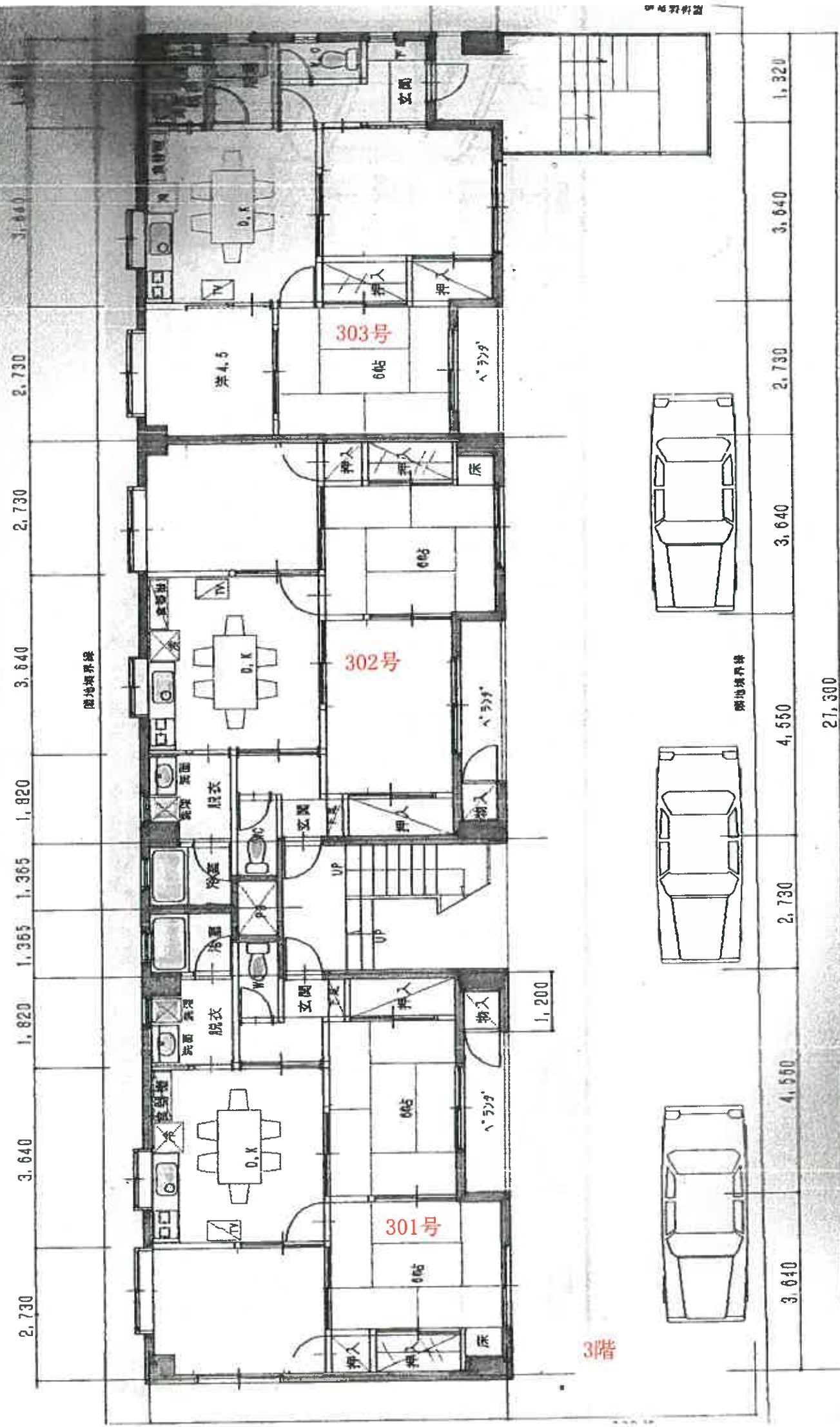
1/500

河野マンション計画図



延面積 $198.74\text{m}^2 \times 3 = 596.22\text{m}^2 < 180.3\text{m}^2$

河野マツセイ計画図



延面積 $198.74\text{m}^2 \times 3 = 596.22\text{m}^2 < 180.3\text{E}$